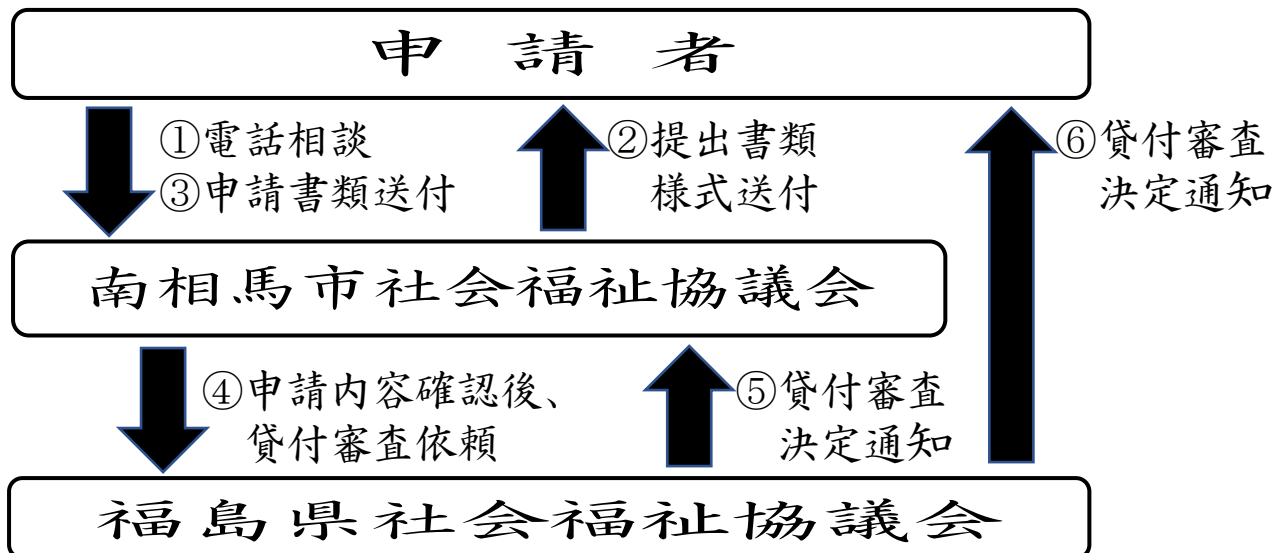


生活福祉資金 緊急小口資金【コロナ特例貸付】 申請から決定までの流れ（郵送）

必ず事前に電話相談を行ってから、郵送していただくようお願いします。

※電話相談がない場合、郵送での申請受付はできませんのでご注意ください。



- ① 【電話相談】（申請者 → 南相馬市社協）
 - ・貸付を受けたい場合、社協までご連絡をお願いします。電話相談では、現在の状況などをお伺いし、提出書類等について説明します。
- ② 【提出書類様式送付】（南相馬市社協 → 申請者）
 - ・申請に必要な書類様式を、ご指定の場所へ郵送します。
- ③ 【申請書類送付】（申請者 → 南相馬市社協）
 - ・申請必要書類を②に同封した封筒（郵送料無料）に入れて、投函ください。提出前に記入漏れや捺印漏れ、添付書類不足などの不備がないかを、今一度ご確認ください。
- ④ 【申請内容確認後、貸付審査依頼】（南相馬市社協 → 福島県社協）
 - ・申請内容を確認後、借用先となる福島県社会福祉協議会へ申請書類を送付し、審査依頼します。
 - ※書類に不備等があった場合は、南相馬市社会福祉協議会へ来所もしくは再郵送のお願いをすることがあります。
- ⑤⑥ 【貸付審査結果通知】（福島県社協 → 申請者・南相馬市社協）
 - ・貸付の可否について郵送にて通知されます。貸付決定となった場合は、指定口座に貸付金が送金されます。

<問い合わせ先>

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

住所 南相馬市原町区小川町 322-1（原町区福社会館内）

TEL(相談専用) 080-6040-3870、080-8204-8265

※貸付制度の概要のみ等のお問い合わせは、0120-46-1999 へ